

広島県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

安芸高田市吉田町西浦字久保山三三五の二、三八一の二、三八三、三八五、三九三の二、三九三の五から三九三の七まで、四〇〇、四〇一、四〇九の三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）